

平成19年度

第2回宝塚市都市計画審議会議事録

日時 平成19年9月4日(火)

午後2時から

場所 宝塚市上下水道局 3階 第1会議室

宝塚市都市計画審議会

1 審議会要旨

- (1) 開催日時 平成19年9月4日(火) 午後2時から4時まで
- (2) 開催場所 宝塚市上下水道局(3階)第1会議室
- (3) 出席委員等

本日の出席委員は、23人中19人で、次のとおり。

西野委員、伊福委員、北浦委員、近石委員、北山委員、上村委員、多胡委員、菊川委員、大豊委員、中奥委員、江原委員、井上委員、となき委員、山田委員、板橋委員、浅田委員、熊澤委員、高松委員及び宮上委員である。

なお、定足数である委員の2分の1以上の出席があったので、宝塚市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき会議は成立した。

(4) 会議の内容

- ア 多胡会長は、議事録署名委員として、3番北浦委員及び4番近石委員を指名した。
- イ 多胡会長は、宝塚市都市計画審議会の運営に関する規程第3条第1項の規定に基づき、本日の議題に係る会議は公開であることを確認した。
- ウ 次の議題について審議を行った。

議題第1号 生産緑地地区追加指定方針の見直しについて (事前説明)

報告事項 都市計画区域マスタープラン等の見直し基本方針について

2 会議要旨

(1) 議題第1号

市

(議題第1号の説明開始)

議題第1号「生産緑地地区追加指定方針の見直しについて」説明する。

本日、説明する見直し方針は、前回当審議会で説明した内容と同じである。

前回、説明した際に出た意見を踏まえて、本日あらためて説明するものである。

それでは、最初に追加指定方針の見直しの内容について説明する。

議題書1-6ページ

左側が「今回の見直し案」で、右側が「現行の指定方針」である。

まず、左側の1番に指定要件として、4つ挙げている。

1～3番は生産緑地法第3条に規定されている要件を、そのまま記載している。

また、4番では農地である以上、当然必要となる肥培管理がなされていなければならないということを明記している。

従って1番から4番の指定要件は、生産緑地として指定するためには、いずれも法的に必要な要件であるので、すべての項目を満たす必要がある。

次に2番の指定方針であるが、先ほどの1番の指定要件を満たしているものであって、さらに指定方針のいずれかを満たしているものの追加指定を行っていくというものである。

まず、指定方針の1番であるが、「既にある生産緑地に隣接しているもの」を対象にしていたが、今回は「花卉植木産業の振興に資するもの」であるなら、単

体でも指定できるようにしたものである。

これは、市街化区域内農地の保全を一層強化することで、地場産業の振興を図ろうとするものである。

次に、右側の2番では、従前は公園等の緑地空間が不足しているところに指定するとしていた。

また、その下の3番では、公共施設等の周辺に指定しようとするものであった。これを今回、左側の2番にまとめて、地域に求められる緑地機能であって、都市環境の保全、向上に資するのであれば、指定するとしたものである。

次に3番は、生産緑地が公共施設用地の種地として役割も担っていることに着目したものであるが、例えば都市計画道路のように将来公共施設になることが確実なものについては、指定するものである。

4番は、農地の新たな活用を推進する立場から、市民ニーズが高まっている市民農園として活用が図られるものについて、追加指定をするものである。

(追加指定方針の見直しの必要性について)

次に、前回説明した際に出た意見のなかで、「今回の見直しにより具体的にどのようなものが新たに追加指定されることになるのか」との質問があった。

本日は、今回の見直しによって、あらたに追加を予定している具体的な事例を説明するなかで、今回の見直しの必要性について説明する。

スクリーンの図面は、阪急山本駅の北側に位置する、阪急宝塚山手台開発事業の区域を示すものである。

当該開発事業地では、現在、開発区域面積は189ヘクタールで3246戸、計画人口が11686人の住宅開発事業が進められている。

開発区域の概ね下側半分については開発事業が完了しており、既に住宅が張り付いている状況である。

残りの上側半分は、現在、段階的に事業が進められているところである。

その中で、図面のほぼ中央、既に開発工事が完了しているところであるが、小さく赤色で着色している部分がある。

この部分は、今回、追加指定方針を見直したうえで、あらたに生産緑地地区に指定しようと考えている地区である。

次の図面は、この部分を拡大したものであるが、当該地は約1ヘクタールの敷地であり、当該開発事業では、集合住宅用地として計画されている。

すでに造成工事や周囲の道路も含めて、開発工事が完了している。

通例では、当該地は開発事業計画に基づき、開発事業者により集合住宅が建設される訳であるが、当該地は現在、本市で植木業を営んでいる方の個人所有地となっており、昨年、宅地から農地に地目変更され、現地の方も植木畑に転用されている。

当該地の所有者は、もともとこの開発事業区域地内の別の土地を所有していたが、開発事業者によって造成されたこの宅地と従前の土地を、開発事業者との間で交換して、当該地の所有者になった経過がある。

また、当該地の所有者は、市内で広大な農地を所有しており、この度、植木業の一層の充実を図るため、当該地を農地に転用し、植木畑として活用したものである。

スクリーンの写真は、当該地の最近撮影した全景写真である。

地形的には比較的緩やかな法面部分が、既に植木が計画的に植林されている状

況である。

当該地は、本年7月6日に農業委員において現地調査を行い、7月20日の農業委員会において農地台帳に記載する旨諮って、同日承認されている。

当該地の所有者は、当該地を農地として永続的に活用していくことを希望しており、生産緑地地区への指定を希望している。

しかしながら、現行の指定方針では、当該地は既にある生産緑地に隣接しない。

また、計画的に開発されたニュータウンの中で、市内では緑地機能が充足されている地域であり、近隣公園や自然の山林に隣接しているところにあるので、緑地が不足している地域でもないため、現在の指定方針では指定できないと判断される。

これまで追加指定方針は、もともと農地であったところの保全を想定していたが、今回の事例のように、宅地として造成されたところが農地に活用されるということ想定していなかった。

また、現在の指定方針では、指定できる場所をある程度限定していたが、農業の振興という視点に立てば、むしろ場所を限定しない方が有効であるという面がある。

当該開発団地は、市街地を一望できる眺望に優れる団地である。

つい数年前にも、この開発団地内で当該地と同じようなロケーションのところで高層マンションが計画され、大きな環境紛争がおこったところでもある。

今後、人口が一層減少していく時代の中で、とくに山手台のようにいわゆる郊外型のニュータウンでは、住宅団地全体の魅力を一層高めていく必要がある。

そのためには、当該地のようなところで、高層マンションの可能性を残した形で土地利用を進めていくというだけでなく、むしろ生産緑地に指定することで、永続的な緑地空間の確保を図っていくという考え方も必要な場合があると考えられる。

そのためには、これまで以上に生産緑地制度を有効に活用していくため、今回の追加指定方針の見直しを行おうとするものである。

(前回の質問に対する回答)

次に、前回の都市計画審議会において指摘等のあった事項について、順次説明する。

まず、「市街化区域内の農地の減少は、農業従事者の高齢化に伴う後継者不足にあるので、追加指定を行っても効果があるのか」といった意見があった。

議題書1-4ページ

この資料のとおり、平成4年から平成18年までの14年間で市街化区域内の農地は、半分近くにまで減少した。

一方で、生産緑地地区だけを見れば、ほぼ横這いで一定の面積を保っている。

つまり、追加指定を積極的に行ってきたことで、生産緑地地区の水準を保ってきたものである。

農地が減少する大きな原因は、指摘のあったとおり農業従事者の後継者不足にあるので、今回追加指定方針を見直したとしても、その根本原因が解消される訳ではない。

こうした問題に対応するためには、生産緑地制度の有効活用という都市計画の手法だけでなく、後継者不足の問題に取り組む農業部局との連携を強化していく

必要があると考えている。

今回の見直しにより、先程説明したような、都市環境の向上に寄与するような農地を新たに指定していくことで、都市農地全体の減少を一定程度抑止できるものとする。

次に、市民農園に関する質問があったので、順次説明する。

緑色のペーパー

まず、本市の市民農園の箇所数は、平成19年4月20日現在で12箇所である。ただし、西谷の1箇所が含まれており、市街化区域内では11箇所である。

次に生産緑地に指定している市民農園の数であるが、市民農園が全部で12箇所のうち5箇所を生産緑地に指定している。

次に市民の倍率であるが、応募区画数129に対し231の応募があり、平均倍率は1.79であり、もっとも高い市民農園では6.14倍である。

次に近隣各市での市民農園箇所数は、神戸市で54箇所、尼崎市で12箇所、西宮で7箇所、芦屋市で3箇所、伊丹市で33箇所、川西市で2箇所、三田市は13箇所である。

次に、「市民農園を生産緑地にする場合のメリットについて」の質問があった。

農地の所有者が、高齢化や身体の故障等により営農の継続が困難な場合、市民農園として活用することにより、他の人に肥培管理を行ってもらおうという場合がある。

その際、農地として永続的に維持していこうと考える方にとっては、生産緑地に指定できることが、市民農園としての利用を図りやすくなる面があることから、市民農園への誘導に一定の効果が期待できるものとする。

次に、「指定方針の市民農園という言葉の前に「現に」という言葉があり、これが不要ではないか」との意見があった。

市民農園は、本市では一定の審査を経て、決まることになっている。

市民農園として活用することを理由に、生産緑地の指定を希望されたとしても、市民農園にできるとは限らない。

したがって、こうした手続きを経て実際に市民農園となったものを指定するという意図から、「現に」と表記したものである。

以上で、前回の質問に対する説明を終わる。

追加指定見直し方針については、既に農業委員会での説明を終えている。

今後、今回の見直し方針に基づき生産緑地の追加指定を行い、廃止案件も合わせて本年度の生産緑地地区の都市計画の変更手続きを進めていく。

次回、10月の下旬頃に都市計画審議会を開催し、生産緑地地区の都市計画変更に係る事前説明を行う予定である。

その後、本年12月に当審議会に諮り、年内には都市計画変更の決定を目処に進めていく。

以上で議題第1号生産緑地地区の追加指定方針の変更についての説明を終わる。

質疑応答

- 会 長 追加指定見直し方針は、生産緑地指定にあたっての運用要領である。
山手台や市民農園の件のように、生産緑地に指定するときは、実績を評価するということである。
指定要件の（３）までは法律で規定されているものである。
（４）は市の方針として実績を重んじることを示したものである。
- 委 員 山手台の指定要望箇所については、農業委員会において、７月６日に現地調査を行い、７月２０日の委員会で全員の承認を得た。
この件については、特に意見はなかった。
- 委 員 現地の写真を見ると、１ha全体が植林されていないようであるが、生産緑地としてこれで良いのか。
- 会 長 植木産業は苗木を育てるものであり、植林して林にするものではない。
- 委 員 ７月６日の現地調査で状況確認を行い、広大な土地を植木産業に供することについて、今後どのような計画を持っているかを確認し、年１回現地調査を行うことで農業委員会の了解を得た。
- 委 員 一部だけ植林をして、１haの内の外の部分は植林をしていないのに、全体が生産緑地であるというのはどうか。
全体に植えてもらった方が良いと考えるが。
- 委 員 年１回は、必ず現地調査を行う事になっている。
- 委 員 生産緑地にすることにより、税金は下がるのか。
- 会 長 下がる。ただし建物は建てられなくなる。
- 委 員 生産緑地になると、都市計画の用途地域指定は変わるのか。
- 市 生産緑地に指定されると、３０年間の営農の義務がある。
一旦指定されると、法律で定められた要件に合致しないと廃止できない。
例えば、農業従事者の死亡、あるいは故障により農業に従事出来なくなった場合に生産緑地法による制限の解除がなされ、都市計画による地区の廃止となる。
現在、第一種中高層住居専用地域の用途地域指定をしているが、現行の用途地域の制限はそのままで、さらに生産緑地に指定することによって制限がかかる。
- 委 員 生産緑地地区に指定され、それが３０年続くのであれば、それ相当の用途地域に変える必要があるのではないか。
- 会 長 用途地域による制限以前に、生産緑地としての制限により担保されている。
仮に当該地を変更すると、小さな規模の用途地域ができてしまい、モザイク状となり、その方が都市計画として問題である。

委員 細切れになっても、農地として担保される方が良いのではないか。

会長 極端に言えば、市街化調整区域に戻しても良いという話になるが、今回は生産緑地に指定するとした。

委員 指定要件の（１）から（３）の中で、（３）の「用排水その他の状況」の「その他の状況」とは、どのようなものか。

市 農地として、営農を続けることが出来る状況が現地で備えられているかということであり、用排水やその土地に寄りつける道路等、農作業が出来るような状況が現地に備わっているか、また日が当たるか等、このような視点で判断するものである。

委員 指定要件（４）の、適切な肥培管理の判断基準とはどのようなものか。
どのように判断し、誰が判断するのか。
市民農園の場合、適切な管理が出来るのか。
農業は農薬の管理の問題等があるが、そのあたりの管理が出来るのか。
指定方針２－（１）以外は、何のために生産緑地にするのかということがあいまいである。
２－（３）は、計画道路のために土地をあけておくというものか。

市 肥培管理については、農地法では、耕作を目的とした土地と定義されている。
耕作とは、運用指針等によると、人の手が入り肥培管理されていることとなっている。
肥培管理状況はケースバイケースであり、その都度確認して農地と言えるかどうかを判定する。
次に、市民農園について、管理が維持されるかとの質問であるが、実態として最も良好に維持されているのが市民農園である。
これは、農地として農業を行いたい人が、募集に応募して農業を行っていることによると考えられる。
２－（３）についてであるが、生産緑地は将来の公共施設の種地であるという性格があり、将来公共施設となる部分で申し出が合った場合は指定する。

会長 肥培管理については、元々宅地であるところを生産緑地として農業を行う場合、農業委員会のチェックも入る。
農業を行うということは、例えば水田であれば水管理が必要となり、当然そのあたりのチェックも受けることになるため、単純に市街化区域内の土地を、生産緑地にするというわけにはいかない。
農薬の管理について、大部分の被害を出す原因は、市街化区域内の一般の宅地や物置場等であり、庭園にある物であっても、外来種を多く植えて肥料を与えており、それらが河川へ下りてきたりするが、生産緑地は管理が厳しいので、良好な状態が保たれる。
市民農園は、水管理その他については、協力していかなければならない。
市民農園の農薬関係は、環境の方でチェックされる。

委員 この生産緑地の見直しは、宝塚の植木のほ場をターゲットにしていると思う。そこには、なぜ今このような事をしなければならないのかという事情があるのではないか。

ほ場が住宅地に囲まれつつあり、千年の歴史を持つ植木のまちを守るために、どうするかという意味合いであると考えます。

通常の実産緑地と異なり、植木が根巻きして商品として置いてある。一般の農地と違う特殊性について、もっと盛り込んでも良いのではないか。そこに商品があり、一般の人でも買うことが出来るということをもっとアピールしても良いのではないか。

市 対象農地は田畑であり、広く生産緑地に指定していこうとしている。本市では、平成12年度から他市に先駆けて、生産緑地の指定に積極的に取り組んでいる。

その背景には、地場産業が植木産業であるという特殊性があり、植木畑を中心に生産緑地の指定を積極的に推進している。

基本的な認識は、植木産業の振興に寄与するためである。

会長 ここでは、水田も畑もすべて入っている。

委員 議題書1-4ページに市街化区域内農地の変遷があるが、植木花卉園芸に係る農地が生産緑地に占める割合はどれくらいか。

市 資料を持ち合わせていない。

会長 統計書の中に載っているのでは。

市 次回示す。

委員 42%市街化区域内農地が減少したということで、それをくい止めるための制度を導入しようとしているが、どれくらいまで数値を上げたいのか、また将来のビジョンはあるのか。

会長 市街化区域内農地は、最終的にはゼロになっても仕方がないという側面もある。

その中で、農地を残すため生産緑地を指定していこうとしているので、指定を増やせば農地が増えることになるが、農業を30年続けるという厳しい条件があり、一番の問題は後継者がいるかどうかである。

委員 農業と関係のない人達が、農地を維持したいと考えており、主たる生産者が減少しているなかで、実際の実産者が農地を残したいと考えているのか、残せるのが問題である。

市民農園というものに期待しているが、もっと生産緑地を増やすための意欲的な部分が見えない。

委員

山手台の話は聞いている。

所有者は、これから緑を大切にしたいという考えから、商売にならなくてもこの場所に緑を残そうという思いがあった。

大きな土地として企業化できないかという考えもあるが、なかなか難しいことである。

生産緑地に指定されれば、一般の市民からすると、税金が減免されて得であると思われるが、その反面色々なしぼりがあり、所有者も損得だけではなく、大きな決断をして生産緑地指定の申請をしている。

宝塚の植木産業は落ちてきていることから、そのような現状を把握しながら、都市計画も考える必要があるのではないか。

会長

農業を行うには、これだけの色々な状況があるということである。

委員

山手台のところでは、水をやり、管理して作っても採算の取れる見込みはないが、所有者は損得だけでなく、広い意味で社会のために役立てれば良いという考えがある。

会長

産業系の話について、担当から一言。

市

先程からの話にもあるように、山本地区の植木産業は、長い間危機を迎えた状態である。

地元も、なんとかしなければならぬという思いから、それぞれの地区での勉強会や、色々な所を見たりして手を打ちたいということをやっているが、新たな策も見当たらない状況である。

植木まつりに来る人は減り、出店する業者も減っているが、これは集合住宅のために庭が無く、花は植えるが植木は植えられないことにもよる。

年2回の植木まつりには、現在4万人位の人が来るが、今後、久留米市や川口市等の事例も参考にしつつ、宝塚の植木産業をもう一度盛り上げられるよう、色々な手立てを考えていきたい。

会長

議題第1号については、了承したということで終わる。

(2) 報告事項

市

(報告事項の説明開始)

報告事項「都市計画区域マスタープラン等の見直し基本方針」について説明する。

兵庫県では社会情勢の変化等に対応するために、このマスタープラン等を5年ごとに見直しを行っており、現在、平成20年度に見直しを行うための作業が進められている。

このマスタープラン等は、「概ね20年後の都市の姿を展望した上で、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするとともに、主要な都市計画の基本的方向を示すもの」で、県の計画として定められるものである。

本日は兵庫県が7月に、このマスタープラン等を見直すための基本方針を策定したので、その概要と今後のスケジュール等について報告する。

今回策定された基本方針は、議題書の2-2ページから2-38ページにもわたるものであるため、2-39ページ、2-40ページのA3カラーに取りまとめられた別紙で、概要を説明する。

議題書2-39ページ

まず左側に、「現状に対する認識と課題」が取りまとめられている。

2番の、「都市を取り巻く環境の変化」のところ、「人口減少、少子高齢化の進行」、「都市づくりに対するニーズの変化や意識の高まり」、それから、「産業構造の変化」、「都市機能の拡散と中心市街地の活力低下」、さらに、「オールドニュータウンの発生」等、本市にも共通する課題が、8項目にわたって掲げられている。

右側に、これら課題に対応したものとして、都市づくりの目標が設定されている。

「目指すべき都市づくり」として、枠の一番上のところに、「生活の質を向上させる都市づくり」、「にぎわいと活力を生み出す都市づくり」、「安心して暮らせる安全な都市づくり」、「広域的な交流と連携の都市づくり」、これら4つの都市づくりの目標が、設定されている。

議題書2-40ページ

これら4つの都市づくりの目標を実現するため、左上に掲げられている、「広域都市計画基本方針」が、今回新たに策定されることになった。

これは、都市計画の課題、都市づくりの目標等について、都市計画区域を越えた広域的な見地から、地域ビジョンの7地域ごとに、新たに策定されるものである。

この地域ビジョンとは、21世紀兵庫長期ビジョン、市の総合計画に当たる県の上位計画であり、歴史・風土・文化などを共有する7つの広域的な範囲、神戸、阪神、東播磨など地域ごとに、この地域ビジョンがすでに定められている。

都市計画区域マスタープランが、都市計画の面からこの地域ビジョンを推進支援するため、この「広域都市計画基本方針」が、今回新たに策定されるものである。

今後、地域ごとに「広域都市計画基本方針」として、本市の場合は「阪神広域都市計画基本方針」が策定されるものである。

次に、この「広域都市計画基本方針」を指針として、社会情勢の変化に対応し

たものとなるよう、「都市計画区域の設定」、「都市計画区域マスタープラン」、「都市計画区域に関するその他の方針」、「区域区分」について、それぞれの基本的な考え方が示されている。

まず一つ目が、「都市計画区域等の設定」についてであるが、宝塚市全域が、都市計画区域であるので、本市には関係しない項目である。

二つ目が、「都市計画区域マスタープラン」についてであるが、これは兵庫県の都市計画の基本的な方向性を示すものとして、定められるものである。

個別の方針として、「土地利用に関する方針」、「自然的環境」、「都市交通」、「都市環境」、「市街地整備」、「都市防災」、「景観形成」の観点で、7つの個別の方針が掲げられている。

中でも、「土地利用に関する方針」については、「都市機能の集積」、「オールドニュータウンの再生」、「大規模集客施設等の適正な立地誘導・抑制」、「市街化調整区域における、活力低下の防止」などといった、本市においても検討を要する事項が掲げられている。

これら土地利用の方針について、内容を説明する。

議題書2-29ページ

「(2) 各個別の方針について」であるが、まず(ア)の「都市機能の集積」のところでは、市街地の拡散の防止や、既存の都市機能の有効活用等によって、中心市街地などに都市機能の集積を図ることが掲げられている。

本市の中心市街地の活性化の支援にもつながる内容となっている。

続いて、議題書2-30ページ。

(ウ)の、「オールドニュータウンの再生」のところでは、各世代のニーズに応じた住宅の供給や、住み替えの促進、福祉、医療、生活利便施設などの必要なサービスが享受できる団地への再生などが、掲げられている。

本市の山麓部の住宅造成地においても、地域の高齢化とともに空屋が発生してきている状況から、検討していかなければならない内容である。

(エ)の、「大規模集客施設等の適正な立地誘導・抑制」のところでは、工場跡地などに大規模な集客施設が立地することによって、都市機能に大きな悪影響を及ぼすことから、これを防ぐため、特別用途地区制度等の活用を図ることが掲げられている。

本市においても、今後検討していかなければならない大きな課題である。

(カ)の「市街化調整区域における活力低下の防止」のところでは、土地利用の規制によって、人口減少、少子高齢化などによる集落の活力低下を防ぐため、生活利便施設や地域の特性を活かした施設の立地について、農林漁業との調和を保ちながら計画的なゾーニングを行って、弾力的な土地利用規制を行うことが掲げられている。

本市においては、北部の西谷地域について、検討していかなければならない内容となっている。

今後、都市計画区域ごとに、本市の場合は、「阪神間都市計画区域マスタープラン」が策定されるものである。

「たからづか都市計画マスタープラン」を見直す際には、この県のマスタープランと整合を図りつつ、先ほど説明した土地利用の方針等を明確にしていくものである。

議題書2-40ページにもどって、三つ目が「都市計画区域に関するその他の方針」であるが、これらの方針は、他の法律に基づく事業が伴うもので、「都市

計画区域マスタープラン」の内容の一部をより具体化されたもので、4つの方針が策定される。

「都市再開発の方針」、「防災街区の整備の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」、「拠点業務市街地の開発整備の方針」である。

四つ目が「区域区分」であるが、これは市街化区域と市街化調整区域の線引きに関する事で、見直しに関する基本的な考え方が示されている。

この線引きに関しては、県から年内に区域区分の見直しの市の素案を策定するように指示があるので、次回10月に当審議会を開催し、見直し方針とともに市の素案を説明していく予定である。

議題書2-41ページ

この全体のスケジュールについては、現在県から示されたものの概括である。

本日説明した、「都市計画区域マスタープラン等の見直し基本方針」が7月に、それぞれの基本方針が策定されている。

上の段であるが、11月に地域別の「広域都市計画基本方針」の素案が作成され、来年の2月に素案が策定される予定である。

次に、「都市計画区域マスタープラン」、「都市計画区域に関するその他の方針」の素案が、3月に作成される予定である。

下の段であるが、先ほども説明した「区域区分」、つまり線引きの見直しのことであるが、年内に市の素案を策定し、4月に県の素案が策定される予定である。

これらすべてについて、5月から6月にかけて県の原案が策定され、平成20年11月に告示される予定である。

青色のペーパー、「県・市のスケジュール」

現時点での予定であるが、左側に市の都市計画審議会の開催時期、右側に県の手続きを示してある。

左側の上から二つ目であるが、次回都市計画審議会に区域区分の見直しの市の素案を説明した後、市の素案を県に送付する前、年内には再度説明する予定である。

次に、来年1月には、県から阪神間都市計画区域マスタープラン等に対して市の意見を求められるので、説明をしていく予定である。

県では、この市の意見の他に、右側に書いてあるパブリックコメント以下の手続きが行われ、左下のとおり、平成20年7月には法的手続きとして知事から市に対して意見照会が行われるので、諮問していく予定である。

以上のとおり、適切な時期に当審議会に事前説明、諮問を行っていく。

以上で、報告事項として「都市計画区域マスタープラン等の見直し基本方針」の説明を終わる。

質疑応答

会長

議題書2-41ページの全体スケジュールで、10月に市素案等の説明があり、12月に市素案策定となっており、見直しについて10月と12月に都計審として意見を言うことができる。

また、県が責任を持って知事の下で線引きを決定することになるが、県が決定したものであるからこの線引きでいくということでは、各市町は納得しないという事があり得るため、これについての意見を言えるのがこの2回である。

一方的に県から下へ降ろしてきて、説明を終えたから事後了承しなさいということではなく、10月と12月に都計審から出た意見を、市から県に伝えてもらわなければならない。

ただし、県は他市の問題等を考慮した上で判断するため、本市から出た意見がそのまま受け入れられるということは、なかなかない。

また、県がパブリックコメントを行うので、その時は個人で意見を言うことが出来る。

これに関する資料は、県のホームページから入手出来るのか。

市 県のホームページから、ダウンロード出来る。

委員 議題書2-26ページに、「7地域ごとに関係する各市町、有識者、県などで構成する地域別の検討会を設置する」とあるが、これはどのような検討会か。

市 具体的な委員の構成等については、まだ聞いていないが、広域方針を決めるために設置するものである。

委員 検討会に対しての、意見の具申はどのように行うのか。

市 都市計画の手続きとしては、県に対して意見を述べていく事になっており、検討会に対して直接意見を述べるという規定にはなっていない。

会長 今回一番引っかかってくるのは、市街化調整区域と市街化区域をどの範囲にするかということである。

委員 本市では、市街化区域はこれ以上広げないという方針を出しているが、今回の見直しで市街化区域への編入を出しても良いのか。

検討出来ないものであるのなら、最初から検討する必要がないのではないか。

市 都市計画マスタープランや総合計画で、これ以上市街化区域を拡大しないという事が、基本的な方針になっている。

ただ、線引きというものは大きな拡大だけではなく、境界変更的な細かい線引きも出てくる。

編入の検討を行うものについては調整程度の小さなものであり、大きなものを編入する考えは基本的にはない。

会長 他に意見が無ければ、これで終わる。